

平成17年10月28日(金)

企業会計審議会
総 会

於 金融庁9階特別会議室

金融庁総務企画局企業開示課

午後3時01分開会

○加古会長 二、三の方がまだ到着ではないようですが、定刻でありますので、これより企業会計審議会総会を開催したいと思います。委員の皆様には、ご多忙のところご参集いただきましてまことにありがとうございます。

初めに、会議の公開について、いつものようにお諮りしたいと思います。従来と同様、本日の総会も企業会計審議会の議事規則にのっとりまして、会議を公開することといたしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。それでは、ご了解いただきましたのでそのように取り扱わせていただきたいと思います。

議事に入ります前に、前回の総会、これは今年の1月29日に行われておりますが、それ以後、金融庁の事務局に異動がございました。そこでこの機会に改めましてご紹介をしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○池田企業開示課長 私、企業開示課長の池田でございます。引き続きよろしくお願いをしたいと思います。私からご紹介をさせていただきます。

まず、中央、長官の五味でございます。

それから、その隣が総務企画局長の三國谷でございます。

それから、1名空席がありますが、その先が国際担当の知原参事官でございます。

あと、本審議会の事務局を担当しております企業会計調整官の野村です。引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

○加古会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日は、まず、監査部会におきまして、監査基準及び中間監査基準の改訂に関する意見書並びに監査に関する品質管理基準の設定に係る意見書、これについて試案がまとめられましたので、ご審議の上ご承認いただければと思っております。

初めに、監査部会における審議経過及び意見書案につきまして、山浦部会長からご報告、ご説明をいただきたいと思います。よろしく願いします。

○山浦部会長 監査部会長を仰せつかっております山浦でございます。本日の最終的な案に至る経緯、それから主なポイントについてご説明いたしたいと思います。

まず、資料番号1-2をご覧ください。企業会計審議会監査部会における審議の経過というペーパーがございますけれども、ここにありますように、1月28日に本企

業会計審議会の総会が開かれまして、監査部会並びに内部統制部会が設置されました。

それを受けまして、3月4日に監査部会の第1回の部会を開催いたしまして、近年の監査及びいろいろな国内外の動きについておさらいいたしました。そのあと国際的な動き等々、それから品質管理基準をめぐってのさまざまな論点等につきまして、部会を開き検討を重ねてまいりました。

テーマとしては、1つは、国際的な監査基準の動向であります新しいリスク・アプローチを我が国に導入することについて検討する。あわせて、中間監査についても同じようにそのリスク・アプローチに基づいた改訂を検討する。もう1つは、品質管理基準でございます。特に国際会計士連盟の方で出しております新しい品質管理基準といったものも含めまして、我が国の監査業務をめぐる品質管理のあり方を検討いたしました。

こういった議論を何度か踏まえまして、7月20日に、3つの新しい基準並びに改訂基準について公開草案を提出させていただきました。一月ほどのコメントを受け付けた期間を経て、10月20日に最終的な本日ご提示させていただく案の原案に相当するものを取りまとめを行いまして、本日に至った次第でございます。

続きまして、資料番号1-3でございます。監査に関する品質管理基準の設定及び監査基準の改訂についてとするペーパーでございますけれども、ここにこれまでの議論の大体の経緯、それから論点、そして今回最終的に部会の方で提示しようとする基準の改訂案並びに品質管理基準の案について、要点をここにまとめております。

もともとの審議会の監査部会を設けることになった背景としましては、昨年あるいはその前からそうだったのですけれども、会計・監査をめぐるいろいろな事例が発生しております。さらに、昨年の4月から公認会計士・監査審査会のモニタリングも始まりまして、その報告書も今年出されております。こういったことを踏まえまして、さらに監査の充実に向けて、まず1つはリスク・アプローチを適用するに当たってより一層の精緻化を図る。そして、もう1点は監査業務における品質管理の徹底を図るという趣旨で議論を始めたわけでございます。

資料番号1-3の下の方に、今回の基準について要点を記載しております。まず、最初に、監査法人等における監査の品質管理基準を設定するというので本日原案を提示させていただいておりますけれども、これにつきましては、2ページの監査に関する品質管理基準のポイントというペーパーをご覧ください。

品質管理基準の基本的な枠組みについては、我が国の監査業務あるいは監査事務所――

監査事務所と申しますのは、監査法人並びに個人の会計事務所も含んだ意味でございますけれども——における監査業務と、その監査業務の品質管理についての仕組みといったものを踏まえ、かつまた国際基準も踏まえて今回の案を出させていただくということになります。

大きな枠組みとしては監査契約の締結の段階、例えばこういったものには倫理基準とか独立性基準もある。こういったものを満たしているかどうか、そういったことの確認なども入っております。

続きまして、監査計画の策定の段階、そして監査業務の実施の段階、そして監査業務に係る審査、結果を受けての審査、また監査報告書の発行、あるいは監査事務所間の業務の契約の引継ぎと、こういった幾つかのテーマを絞って、それについて監査事務所レベルでの品質管理のあり方、特に二重三重のチェック体制を整えるという、基本的な仕組みをベースにして全体の品質管理基準をつくと。あわせて、ここの監査業務レベルでは、監査の責任者、そして従事者、その間の品質管理の仕組みを整えると。こういうことで大枠がつけられております。

この品質管理基準、この基準がここで成立しますと、これがもとになって、例えば公認会計士・監査審査会等々の判断の基準にもなっていくということが予定されております。

続きまして、監査基準につきましては、同じく資料1－3の3ページに概要を記しております。今回の監査基準の改訂ポイントは、このリスク・アプローチをさらに実践的かつ精緻なものにするということが主なねらいでありました。あわせて国際的な、例えば国際会計士連盟が出しております国際監査基準なども参考にしながら、このリスク・アプローチの精緻化を図っていったということが主なねらいでございます。

この図を見ていただきますと、まず、企業及び企業環境の理解というところですが、特に内部統制とか内部統制を支える統制環境とか、あるいは企業自身が持っているさまざまなビジネスリスク、これを事業上のリスクと申しますけれども、こういったものを含めて企業及び企業環境をまず最初に理解すると。そして、一般には財務諸表項目レベルでそういった理解を通して、重要な虚偽の表示のリスクがないかどうかということを検討すると。

場合によってはそういった財務諸表項目レベルでのリスク把握よりは、むしろ事業全体での、特に特定の財務諸表に限定されないようなリスクもあるかも知れません。こういったものについてもやはりリスクを絞り込むと。そして、把握したリスクに応じて監査計

画を策定し、監査手続を実施すると。こういう手順となります。

ただ、こういった一連の監査業務が機械的なものにならないように。実は、現行の監査基準がリスク・モデルをもとにして作成されておりますけれども、非常にロジカルではあるのですけれども、やはり現実の監査実務を見てみますと、余りにも現行の基準がロジカルであるために、適用が機械的になっているといった面も多々見られます。現行の基準をベースにして、いかに現実の監査業務の質を高めていくのか、的確性を高めていくのか、これが今回の改訂のねらいどころであったわけでございます。

その上で、先ほど申しました財務諸表項目レベルでの虚偽表示のリスクの把握、あるいは財務諸表全体レベルでのリスクの把握、こういったものを監査人自身が十分に評価して、そのリスクのありかを確かめるという構成でございます。

この図の真ん中に、「特別な検討を必要とするリスク」という言葉が書いてあります。これは、昨今の不正な財務報告の事例を見ますと、監査人自身が本来気づくべきところを気づかないということもあるのですけれども、気づいたところについてもおざりな対応で、結果として虚偽表示を見落としているといったこともあるやに聞いております。

「特別な検討を必要とするリスク」というのは、例えばよく例に出すのですけれども、関連当事者間取引といったもので異常なものがあると。そうしますと、何かそこから財務諸表の虚偽表示に結びついているものはないかどうか、それを少々のコストをかけてでも徹底的にそういったおかしなものについては調べていきましょうという、こういったことをこの基準でうたっているわけでございます。

さらに、財務諸表全体レベルで重要な虚偽表示のリスクが把握されますと、例えばIT業界で売上高の水増しとか、そういった事件が起きましたけれども、やはりそういったところに監査人が監査人として臨むには、ITに関する専門的な知識を持った人たちが中心になって行すべきだろうと。そうしますと、そういった全般的なレベルでの対応というのもこれまでの監査基準では書かれていなかった。むしろ監査の現場の判断に任せていたと。こういったところを改めて、基準として記載させていただいております。

その上で、先に戻りますけれども、1つ重要な点を忘れておりました。それは、「事業上のリスク」という概念を入れたことでもあります。やはり企業及び企業環境を理解するに当たりまして、直接に虚偽表示に結びつくかどうかまだ定かではないけれども、例えばその企業が持っているビジネスモデルが、例えば法規制の改正とかといったものを通して経営者が虚偽の表示を犯すような、そういったリスクに転じないとも限らない。監査人は、

もしかしたら虚偽の表示に結びつくかもしれないようなビジネスリスクをあらかじめ把握して、そしてそれが実際に虚偽表示になっていないかどうか。こういったことも検討するというようにしております。

いずれにしても、今回のリスク・アプローチの改訂の趣旨は、現行の基準で示しておりますリスク・アプローチをベースにして、さらに実践的な意味でいろいろな改良を加えていって、そして結果として監査の質の向上を図っていく、的確性を増していくといったことをねらったものでございます。

もう1件、中間監査基準の改訂案も提示させていただいておりますけれども、この中間監査基準の方は、監査基準本体の方の、特にリスク・アプローチの改訂に沿ってこの中間監査基準についても改訂を加えているということでございます。

以上でございます。

○加古会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの山浦部会長のご説明をもとにしまして、皆様からご意見等を頂戴したいと思います。どなたからでも結構です、どこからでも結構ですのでご発言いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

友永委員、どうぞ。

○友永委員 公認会計士協会の立場から発言させていただきます。

今回公表されます3つの基準に対しまして、各基準の前文の経緯に記載されておりますように、ディスクロージャーをめぐる不適切な事例が生ずる中、公認会計士の行う監査と監査の品質管理に関する現況に対応し、国際的な動向をも踏まえ設定されたものであり、監査の質の向上に大きく貢献するものというふうに理解しております。

協会といたしましては、「実施時期等」というところに記載されておりますように、実務指針を作成する上で関係者とも協議の上、適切な手続のもとで早急ということで作成してまいる所存でございます。

なお、日本公認会計士協会は、今週の25日に「公認会計士監査の信頼性の回復に向けて」と題します会長声明を公表しておりますが、その中で、監査人に対しては公認会計士の使命を自覚し、厳正な監査に取り組むよう要請しております。また、協会の対応策の中ではローテーションに関しまして、4大監査法人に対しては、主任公認会計士について継続関与期間5年、インターバル期間5年ということをや要請し、自主ルールとして策定していくことを示しております。

そのほか、7項目の監査の信頼性のさらなる向上に向けた対応策を示しておりますけれども、そのうちの1つとして今回公表されますこれらの基準や、私どもの作成する実務指針については、研修等による周知徹底を始め、深度ある品質管理レビューを通じて、その遵守を指導していくという所存でございます。

今後の審議会での審議について、1つお願いがございますが、たしか4月の監査部会だったと思いますが、改訂の要否の検討が必要ということでご発言がありました不正に関してでございます。現在、新しいリスク・モデルの枠組みの中で、この不正の問題を、不正への対応ということを取り上げて、基準と実務指針を明確にするということがぜひとも必要だというふうに考えておりました、国際的な動向といたしましても、既に海外ではそうした基準が適用されているという状況でございますので、早急に審議を開始していただきたいと存じます。

さらに、もう1つ、当局へのお願いでございますが、今後、協会における実務指針の作成に当たっては、公認会計士法等の関係規定の解釈につきまして、特に先日、20日の監査部会でも品質管理基準の守秘義務の関係でご指導いただきたいという事項もあるかと思っておりますので、その際にはよろしくお願いいたしたいと、かように思っております。よろしくお願ひします。

○加古会長 ありがとうございます。

それでは、差し当たり前半部分について、山浦部会長からまずお答えいただきたいと思ひます。

○山浦部会長 友永委員、ご指摘のように、不正についての国際的な基準の動向についてはよく理解しております。監査部会に与えられた審議事項としては、今回の一連の改訂、それから四半期レビューのあり方についての検討が課されております。今後、四半期レビューのあり方を検討した後で、その後どういう形でこの部会が進むか、それについては会計士協会も含めましていろいろなご意見を踏まえて当たっていきたいと、こういうふうに私は思っております。

もう1つ、実は先ほどのこの改訂基準のポイントをご説明する中で、1つだけご説明することを忘れていたのですけれども、皆様のお手元に資料1-1の冊子になった今回の意見書の案があります。実は、今の友永委員のご発言とも関連するのですけれども、新しい基準ができた場合の実施時期について簡単にご説明いたします。

まず、監査基準の改訂に関する意見書の4ページでございますけれども、ここにありま

すように、平成19年3月決算にかかる財務諸表の監査から実施することを考えております。ということは、来年の4月1日から始まる監査からということであります。ただ、早期適用については妨げるものではないということであります。あわせまして、中間監査基準につきましても、18年9月に終了する中間会計期間から適用するということを予定しております。これにつきましても、同じく早期適用を妨げるものではございません。

それから、品質管理基準でございますけれども、やはりこれも監査法人等の監査事務所等での準備期間もございましょうが、平成19年3月決算に係る監査から適用するということをご予定しております。

以上でございます。

○加古会長 よろしゅうございますか。

ほかにご意見ございますか。

○池田企業開示課長 守秘義務の関係でご発言がございまして、公認会計士法上、確かに守秘義務の規定があるわけですが、これは当然のことながら、正当な理由がある場合には守秘義務は解除されるということに法律上もなっております。今回、ご検討いただいた監査基準、あるいは品質管理基準に従って、適切に引き継ぎを行うということ自体、基本的には正当な理由を構成するものだというふうに考えておりますが、規定の解釈等について、私どもとして明確化する必要があるのであれば、そこは協会からのお話も踏まえて、可能なものについては適切な対応をしていきたいというふうに考えています。

○加古会長 友永委員、よろしいでしょうか。

○友永委員 はい、ありがとうございます。

○加古会長 それでは、ほかに意見等ございましたらご発言いただきたいと思います。ご質問でもご意見でも、あるいはコメントでも結構ですが、何かございましたらご発言いただきたいと思います。

ご発言はよろしゅうございましょうか。特にご発言がありませんようでしたら、本案のご承認をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それではご承認いただいたと思いますので、お手元の意見書に案とありますが、案をとっていただきまして、これをもって意見書の確定ということにさせていただきます。よろしくお願いたします。

そこでは、ここでカメラが入りますので、そのまましばらくお待ちいただきたいと思います。

それでは、伊藤大臣がお見えになりましたので、ただいまご承認いただきました監査基準及び中間監査基準の改訂に関する意見書並びに監査に関する品質管理基準の設定に係る意見書を伊藤大臣にお渡ししまして、大臣からご挨拶を頂戴したいというふうに考えております。

(意見書受渡)

○伊藤大臣 本日は、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日の総会におきまして、ただいま、意見書を頂戴することができました。この意見書の取りまとめに当たりましては、委員の皆様方に本当にご尽力をいただきました。今日までの皆様方のご尽力に心から敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

昨年の秋以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐる、不適正な事例等が相次いで判明し、その中で公認会計士監査をめぐる、非事例等も判明しているところであります。これは、ディスクロージャー制度に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態であると認識しております。このため、金融庁といたしましては、適切なディスクロージャーと厳正な公認会計士監査の確保に向け、日本公認会計士協会や公認会計士・監査審査会等の関係者とも連携をし、一層の努力を傾けてまいりたいと考えております。

そうした中、本意見書は公認会計士監査の非違事例や諸外国の状況等を踏まえ、監査に関する品質管理等の向上を図るものであり、厳正な公認会計士監査の確保に向け、まことに時宜を得たものであります。各監査事務所においては今回の品質管理基準に従って、来年の3月までに品質管理体制の再点検を行っていただくとともに、その整備、運用状況については日本公認会計士協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会のモニタリングによって、的確に検証することになっております。

さて、当審議会では、財務報告に係る内部統制の評価と監査に関する基準につきましても、精力的にご審議を行っているところでございます。また、今後四半期レビューのあり方に関するご審議も本格化していくと伺っております。さらに、会計基準をめぐるのはEJにおいて我が国会計基準と国際会計基準との同等性評価の作業が進められております。

貯蓄から投資への大きな流れの中で、投資者保護を図り、我が国証券市場の健全な発展を促していくためには、企業開示に関連する会計、監査、内部統制の各分野においてインフラ整備を進めていくことが不可欠であり、今後もさまざまな検討課題が生じていくものと考えております。

企業会計審議会の委員の先生方におかれましては、引き続き格段のご協力をいただきますよう心からお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

○加古会長 大臣、どうもありがとうございました。

伊藤大臣には、この後ご予約がおりというふうにお聞きしておりますので、ここで退席していただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

それでは、ここで報道の方が退出なさいますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思ひます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

次に、報告事項でございます。

まず、財務報告に係る企業の内部統制の整備に関しまして審議をいただいております内部統制部会の審議状況につきまして、ご報告を頂戴したいと思います。

内部統制部会の八田部会長からお願いしたいと思います。よろしく願ひいたします。

○八田部会長 お手元に資料番号2-1、2-2、そして2-3と枝番がついた資料が配付されていると思ひますので、それに従いましてこれまでの審議の状況、そして今後の動向につきましてご報告させていただきます。

まず、資料2-1をご覧くださいまして、今年の1月28日の、先の審議会の総会におきまして内部統制部会の設置をしていただきました。それを踏まえまして、2月23日から11回にわたり7月6日まで部会を開催いたしまして、7月13日に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」という形で公表させていただきます。8月末までの約1カ月半コメントを求めるといふことで公表いたしました。

その結果、実に多くのコメントをいただきまして、総数40の相手先からA4サイズの文書にいたしますと190ページ程度のもので届いておりまして、今、事務局並びにコア会議のメンバーを通じまして仕分け作業中であります。

そこで、これまでの審議の内容及び作業内容に関しまして、中心的な事柄についてご報告させていただきます。

まず、そもそも今回のこの内部統制に関する基準の策定に関しましての取り組み、これはお手元の資料2-2、3枚物がありますけれども、そこにも示されておりますように、昨年の秋以降ディスクロージャーをめぐる不適正事例が相次いだといふことから、このデ

ディスクロージャーの信頼性を確保するために、会計・監査といった側面の見直しだけではなくて、いわゆる主人公である企業側の内部統制問題に対する議論が必要であろうということから、内部統制の充実の必要性という点が指摘されたのであります。

ちょうど先行する実務事例といたしましては、米国で2001年12月に起きましたエンロン事件を契機に、その8カ月後に連邦法として制定されました、日本では企業改革法と呼ばれております、2002年サーベンス＝オクスリー法、この中でも同じように資本市場のディスクロージャーの信頼の失墜を回復するための1つの大きな柱として財務報告に係る内部統制に関する経営者による評価と公認会計士による監査の義務づけが導入されました。そしてそれが、早期適用会社は昨年11月中旬以降から実践に移されてきているという状況があり、かつ、それが米国のみならず英国、フランス、カナダなど主要国におきましてもほぼ同様の制度が導入、または導入の過程にあるという状況が見てとれまして、ほぼ歩調を合わせる形で我が国もそういった方向性を踏まえて議論を始めてきたわけです。

ただ、我が国の場合には、昨年の3月期から、これは任意の制度であります、経営者確認書制度がありまして、経営者が有価証券報告書の記載内容の適正性を確認するとともに、その中で今般問題にしております財務報告に係る内部統制システムが、有効に機能しているかどうかを確認する作業も含まれておりまして、それを活性化するためにも、こういった内部統制に関する共通のルール、あるいは考え方が示されることはそれなりの意味があるであろうと捉えられています。

もう1つは、財務報告に係る内部統制の経営者による評価及び公認会計士の監査を、今後義務化していくのかどうかといった点を検討していただく、その議論のベースとしてもある程度の方向性が必要であろうということから、この内部統制部会は先般公開いたしました公開草案で大きな流れをお示したわけでありまして、

先ほど申し上げましたように、この公開草案につきましてはかなり多くのコメントをいただきました。そして、このコメントを踏まえて基準の確定の作業を今後部会として進めていく状況にあります。ただ、この公開草案におきましては、前文のところにおきまして、実務指針の整備の要否及び整備が必要とした場合には具体的にどのような部分に実務指針の整備が求められるか、についても広くコメントを求めたところであります。

いただいたコメントにおきましては、実務指針の整備が必要であるという意見が非常に多く寄せられ、また、また幅広く各方面の意見を聞いてほしいとの意見も寄せられておりますことから、内部統制部会では、基準の適用に関するより具体的な実務上の基準につい

ても今後検討を進めることとしたいと考えているところであります。

実際にこれが実践の場で議論されていくということを考えますと、当然ながら内部統制部会における検討に当たりまして、実務に精通した方々のサポートを得て、入念な準備作業を行っていくことが必要になってくると考えられますことから、内部統制部会のもとに作業部会を設けて、実務上の基準の原案について検討していただいております。これはまた、今後開催されます内部統制部会でお諮りをしたいと思っております。

そこで、いま一度資料2-2の2枚目を見ていただくとわかりますが、既にお手元にも配付されております資料2-3、これが7月13日に一般に公開されました公開草案の本物でありまして、全28ページ。そしてさらに添付書類として内部統制の評価及び監査に関する具体的な流れをご理解いただくということから、1枚物の流れ図を示しております。この要約版がこの2-2の横版であります。財務報告に係る内部統制の評価及び監査の流れというところの図であります。

今般公開いたしております公開草案の中で、基準に該当するところは、大きく3つの柱に分かれておまして、1番目は、まず内部統制というものの基本的な共通土俵を得るという観点から、内部統制に対する基本的枠組み、そして2番目がそれを踏まえて経営者サイドにおいて財務報告に係る内部統制の評価並びに報告をしていただくための基準、そして3つ目が、その結果を踏まえて監査人によるこの財務報告に係る内部統制の監査の基準です。

具体的には、経営者による内部統制の有効性に関する開示報告書、そしてその報告書の監査という3本柱で行うわけですが、その3つは、内部統制に関する基本的な考え方、さらに経営サイドにおける評価と報告、そして監査人による監査ということであり、これらは基本的に同じ線上でご議論いただく必要があるだろうということ、あるいは相互に補完的な立場で理解をして作業を進めていく必要があるだろうということを示すために、この図での絵柄でそれぞれに横に関係する矢印等が示しているところであります。

ただ、米国で始まりました内部統制報告実務につきましては、すでにいろんなところで報告されておりますが、やはり企業社会においてかなり多くの反省材料、あるいは問題点の指摘がなされております。

1つは、この実務が導入されたことによって、コストの面でかなりの負担が企業側に強いられるのではないかと。あるいは、監査人側から見れば、その責任の所在

を明確にせんがために、極めて保守的になったために非常に多くの時間を監査人側の方でも要求してきているということ。このように若干ネガティブな反応もありまして、御承知のように米国におきましては、早期適用の大規模公開会社は既に昨年11月中旬から実務が始まりましたが、それ以後の中小規模レベルの公開会社並びに我が国におきましても31の企業グループがあると言われてはいますが、いわゆる域外適用の外国企業につきましては、その適用年限が若干ずれ込んでおります。

そして、特に小規模公開会社につきましては、つい先月でありましょうか、9月、来年の6月まで延ばされていたのがさらに1年、2007年の7月まで延ばされたということが1つ報告されております。そして、たまたま一昨日、日本時間にしてきのうの深夜であります。この中小規模公開会社向けの内部統制に関するガイドラインの公開草案が、米国におきまして内部統制の基本的枠組みを公表しておりますCOSOと呼ばれる団体から公表されました。

ここでは、努めていわゆる対費用効果的な側面、並びにより実践的な視点でこの実務を導入することがやはり必要ではないかということから、かなりソフトランディングするような方向での指摘もされております。

幸いにも、私どもこの内部統制部会で議論したときも、同じような問題提起が既になされておまして、この報告書の中におきましては、2-2の3枚目、「評価・監査のコスト負担が過大とならないための方策」ということで、この公開草案の前文の中にもお示しましたが、6つの取り組みを既に織り込んだ形で報告書の作成をしたわけでありまして。

詳しくはまたお読みいただきたいと思いますが、例えば1つは、やはり何といたっても企業経営者が財務報告の信頼性を担保する第一義的責任があることから、それを支える内部統制を評価をしていただくために、トップダウン型のリスク・アプローチという考えに基づいて、全社的な内部統制の評価を踏まえて、重大な虚偽の表示につながるリスクに着眼して、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を評価していただくということから、経営サイドに一定の裁量あるいは判断をゆだねながら、責任を持って評価をしていただくという考え方を示しております。

あるいは、米国で導入されております経営者が表明した内部統制評価報告書とは別枠で、監査人が自ら内部統制上のチェックポイントを監査するという、ダイレクト・レポーティングといった方法は採用しないという視点も示されております。

さらには、内部統制監査がもしも制度化されたときに、それを行うことが本来の目的で

はなくて、それが結果的に財務諸表監査、その中核である財務諸表を中心としたディスクロージャーの信頼性をより高めたいということがありますので、作業はできるならば内部統制監査と財務諸表監査は一体的に行っていただきたいということ。そして、できるならば報告書も一本化する方向性があるのではないかという点も示しているわけであります。

さらに、やはりこれから複雑化、多様化し、それぞれの部署において専門家の方々が多く存在する企業社会におきましては、外部監査人だけがこの内部統制に関する評価を単独で行うというのではなく、まず企業側におけるモニタリングの役割を担った、例えば監査役あるいは監査委員会の委員、さらには内部監査部門の人たちとの密な連携の下に、そして評価を進めていただくことで、より効率的な監査が行われるのではないかという点も踏まえて、この報告書づくりを行ったわけであります。

そこで、先ほど申し上げましたように、一応8月末でコメントの募集を終えまして、今後、膨大な作業が待っているわけでありますが、中身を分析した結果、やはり今回示している公開草案の手直しをすべき点の一部あるだろうという点、それからこの報告書が確定したときに、前文として、説明として織り込むべきものがあるのではないかという点もあります。

それとは別枠で、先ほどから申し上げていましたように、いわゆる実務上の基準、作業部会で行うガイダンス的なもの、こういったものをどこまで策定していくのか、それを今後作業として進める予定でおりまして、先ほど友永委員からのお話もありましたように、今週でしょうか、公認会計士・監査審査会から出されました報告書の中にも、この内部統制に関する作業を加速化するようにというような提言もございましたので、できる限り速いスピードで各委員の方々のお力添えを得て進めていきたいと思っております。

以上、報告させていただきました。

○加古会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、ご質問等があるかと存じますが、後ほどまとめて時間をとってございますので、引き続き次の報告に移らせていただきたいと思います。

次に、会計をめぐる国際的な動向としまして、EUにおける外国会計基準の同等性評価につきまして、その進捗状況を説明していただきたいと思います。

事務局から、よろしくお願いいたします。

○黒澤企業開示課企画官 企業開示課の黒澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私からは、お手元の資料3に沿いましてEUにおける我が国会計基準の同等

性評価についてご説明させていただきます。

前回、1月に既にご説明いたしておりますけれども、その後動きがございましたので、その点も含めまして、合わせて現在の状況をご説明いたします。

まず、概要でございますけれども、欧州連合におきましては、域内上場企業に対しまして、今年の1月から国際会計基準の適用を開始しております。ただ、外国企業で欧州内で活動する企業に対しては、現時点ではいまだ適用しておらず、今後IASまたはこれと同等と評価できる基準を義務づけるということで検討を進めてきている模様です。

この適用開始時期は、これまで2007年という予定で進んでおったわけでございますが、これが延期されるという可能性が出てきたという点が新しい動きでございます。

EU委員会におきましては、日本、米国、カナダ、それぞれ3つの会計基準につきまして、これらがまさにIASと同等性があるか否かを今後評価するという作業を行っております。その前段階といたしまして、CESR、シーザーと読むのですけれども、欧州証券規制当局委員会に対して、この3つの基準それぞれについて同等性があると言えるかどうかについて、技術的な観点からの助言を指示いたしました。

この助言につきまして、CESRは作業を行いまして、本年の7月5日にそれぞれの各基準が国際会計基準と同等と言えるか否かについての技術的な助言、報告書を策定し公表いたしております。

この中身についてでございますが、1ページの下の方にごく簡単に書いてございますが、CESRの技術的助言、結論といたしましては、日本基準、米国基準、カナダ基準、いずれも国際会計基準とそれぞれ全体としては同等と評価できると。ただし、それぞれの基準に、20前後ぐらいの基準上の相違が認められるので、その点については各基準それぞれ追加的な開示が必要であろうと、こういう結論になっております。

具体的にどのような点が差異として指摘されたかについては、後でまた別途ご説明いたしますけれども、主なものはここにある3つでございます。連結するに際してのSPE、適格特別目的事業体、これを連結するか否かに係る条件、これが国際会計基準と違っていると。この違いを指摘されたのは日・米・加、それぞれすべてが指摘されています。

それに対しまして、日本基準だけが国際会計基準と比べて違うと指摘されたのが、いわゆる企業結合会計における持分プーリング法の許容、それから在外子会社における会計基準を親会社と統一するか否かという点について、現地主義を許容している日本の基準が違うという点が指摘されております。

それから、ストック・オプションの費用化についても指摘はされておりますが、これはご案内のように、来年以降日本も基準が改訂される方向ですので、いずれ差異はなくなるものと考えられます。

その他の追加的開示が必要となる項目、日本についてはあと20数項目ありますが、そういうものもあわせて指摘されておるといのが報告書の内容でございます。

1ページおめぐりいただきまして、今後の見通しということでございますが、CESRの助言を踏まえまして、EU委員会といたしましてはそれぞれの基準、これが同等といえるかどうかについての最終的な決定を、本年末、遅くとも来年初めぐらいまでに結論を出すべく検討を進めてきております。

ただ、ごく最近になりまして、当初2007年1月から開始するとされていた外国企業への国際基準ないしはこれと同等とされた基準の義務づけの時期を、国際的な会計基準のコンバージェンスの動向を踏まえ、例えば2年程度延期する可能性、そういう選択肢があるということを示唆し始めております。

具体的にはどういう形で示唆しているかということなのですが、今月の初め、10月5日、6日にドイツのフランクフルトというところでIOSCOという国際機関、証券監督者の集まりが主催する国際カンファレンスの場がありました。そこにパネリストとして招かれましたEUの担当局長が、パネルの議論の過程でこの新たな選択肢がEU内で検討されているということを明言したということでございます。

私ども、翌日、ブリュッセルに参りまして、EUと直接バイの会合を行っておりますが、その場でも同じ内容のことを確認いたしております。したがって、この選択肢は現実に検討されておるといことでございます。

ここで、国際的な会計基準のコンバージェンスの動向と書いてございますが、具体的に米国、カナダではどうなっているのかというのを注で記載してございますが、ご案内のとおり米国では、現時点では国際会計基準の米国内での使用を認めておりませんが、今後、遅くとも2009年までに、外国企業の国際会計基準による財務諸表を米国基準へ数値調整なしで認めるということを目指して示しております。

他方、カナダにおきましては、そもそも2006年から5年ぐらいの経過期間をかけて、現在のカナダ基準を国際会計基準に移行するという案を既に公表済みということですが、あくまでも公開会社のみということではありますが、国際会計基準に向かっているということです。

我が国はどうかということが次でございますが、金融庁はこれまでの対応といたしましては、以下の観点から我が国の官民関係者と緊密に連携協力しながら、EUに対して同等性を認めるよう働きかけてまいりました。基本的な視点は、我が国の資本市場の基本的なインフラである会計基準、これに国際的信頼性、国際的競争力があるようにしなくてはならないという観点からの問題意識、さらにEU市場に出ていっている日本企業のアクセスの確保、こういった2点の側面から働きかけを行ってまいりました。

今、申し上げましたように、状況は若干変化しておりますが、金融庁といたしましては、引き続き我が国会計基準が同等と評価されるように、必要な働きかけをしてまいりたいと思っております。

他方において、会計基準のコンバージェンスというのは、今回2年延期する際のセットの議論として出てきておりますが、この点につきましては、ご案内のようにこの審議会というよりは、ASBJにおいて議論されておることでございます。本年3月からASBJとIASBとの間でコンバージェンスに向けた具体的な作業が始まっておりまして、3月に第1回目、この9月に第2回目の会合を行っておるところであります。

その結果として、具体的な基準の収斂に向けた成果が早くもあらわれてきておるといように聞いておるところであります。

次のページをおめくりいただきまして、先ほど若干はしよらせていただいた点をまとめさせていただいておりますが、主な差異とされたもの、3つなのですが、この主な差異ということの趣旨はどういうことかといいますと、この3つの差異につきましては非常に大きい差異であるということで、単なる定性的な追加開示ではなく、この違いを踏まえて国際会計基準のもとであればどういう数字になるかということのを再計算した上での、仮定計算の補足計算書を追加的に添付する必要があるという、そういった対象となっている相違ということでございます。

企業結合につきましては、パーチェス法がわが国でも原則ですが、プーリング法が一部認められています。これは国際会計基準、米国会計基準、いずれとも異なっている点でございます。

適格目的事業体の連結につきましては、支配力基準ということで、原則は同じなのですが、日本基準の場合、ご案内のように資産流動化法に基づくSPEにつきましては、一定の条件を満たす範囲内において連結の対象外とすることができますので、少なくとも文言上は国際会計基準と異なっていると。実際の運用がどのぐらい違うかということは、

もう少し検討する必要があるかと思えます。

在外子会社につきましては、原則として子会社についても本社同様の日本基準を使うという点は全く同じなのですが、例外として、明らかに合理的でない場合は現地の基準を使ってもよいというところが日本基準の異なっているところとなっております。

ただ、この点につきまして、今しがた申し上げましたように、コンバージェンスの議論の中でIASBとASBJが話し合いを持った結果、この違いについては解消ないしは縮小する方向で議論がまとめられ、来年早々にも基準を改訂する方向で公開草案を発表するというように伝え聞いております。

ストック・オプションについては、先ほど申し上げましたように、現時点では存在しておりますがいずれなくなる差異というように理解しております。

以上でございます。

○加古会長 ありがとうございます。

それでは、以上2つの報告事項につきまして、ご質問等ございましたらどうぞご自由にご発言いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○久保田委員 経団連の久保田でございます。内部統制の問題、それからEUとのコンバージェンスの問題につきまして、1つずつお願いをしたいと思っております。

まず、内部統制の問題につきましては、このディスクロージャーの信頼性の確保、そのための内部統制の充実の必要性ということから、こういった内部統制の新たな仕組みをつくるということ自体につきましては、経済界としても賛成しているところでございます。

先ほど、八田部会長からご説明がございましたように、その際、過大な負担にならないようにということではいろいろな方策をここに掲げていただいておりますけれども、その実務基準の作成に当たってはぜひこの方策が徹底するようにということを配慮していただきたいというお願いでございます。

これは、企業に非常に大きな影響を与える問題でございますので、実務が十分対応できるような内容、それから時間も含めてそういったことに十分ご配慮いただければと。これまで、非常に密接に連携をとらせてやっていただいておりますので、恐らくそういう形で作成されていくのではないかというふうに思っておりますけれども、引き続きよろしくお願いしたいということでございます。

それから、EUとの会計基準のコンバージェンス、同等性評価の問題ですけれども、今、黒澤企画官からお話がありましたように、これまでも経済界と本当に密接に連携をとらせ

ていただいて、きめ細かく相談をさせていただいて進めてきていただいております。

今のお話のように、場合によっては2年程度延期ということになると、恐らく今まで以上にコンバージェンスを加速化していかなければいけないということになると思っております。その際、日本の会計基準との調整の問題、その間にはなかなか難しい項目もいろいろ出てくるのではないかと思っております。引き続き金融庁にはその点につきまして指導的な役割を果たしていただきたいということと、とりわけこの会計基準とまた税との問題が絡んできますので、税務当局との交渉というか、そういった問題についてもぜひ金融庁にいろいろご指導いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○加古会長 ありがとうございます。

事務局の方で何かコメントございますか。黒澤企画官。

○黒澤企業開示課企画官 おっしゃるように、引き続き密接な連携のもとにE Uということで意見交換を行ってまいりたいと思っております。ご指摘のように、会計基準が国際的にコンバージェンスするというのは、何も我が国だけではなく国際的な動向ということでもあります。それが若干加速化する必要が出てきたというふうに私ども受けとめておりますので、そういった観点から引き続きご協力賜ればと考えております。

○加古会長 八田部会長、今の前半の部分、いかがでしょうか。内部統制のためのコスト負担の回避について。

○八田部会長 既に部会でも何度もそういうご指摘をいただいております。基本方針はそのようなラインに立って策定しておりますので、それほどご懸念はご無用ではないかと思っております。

○加古会長 ありがとうございます。

ほかにご意見ありますでしょうか。

どうぞ、錢高委員。

○錢高委員 私、内部統制の部会に参加をさせていただいております。毎回出席できたわけではございませんが、今、八田部会長からの説明、概略をまとめられたわけでご覧しまして、私自身企業経営者という立場でこの部会にも参加させていただいております。印象というか、感想ということで申し上げますと、当初はかなり原理主義的なイメージが大変強いというふうに率直に感じておりました。米国型のひな形を直訳するようなイメージで受けとめておりました。

私もここでも発言いたしました、北風的なイメージも若干あったやに感じておりますのは、やはりそれは正しいことを正しく論理の中で詰めていこうというお気持ちのあらわれでございますから、それを決して私はどうこう言うつもりはございません。

本日、部会長からお話しいただきまして、資料の2-2の2ページ目の図式を拝見いたしております、非常に双方向性と申しますか、水平的なレベルで監査人と企業経営者サイドとでいろいろな検討と、いい面で企業価値を高めていこうというような思想が少し加わってこられたなということを歓迎いたすところでございます。

人間社会でございますから、ご当局なり、あるいは監査人なり企業経営者、それぞれ毎日毎日生き様の中で生きているわけでございますが、社会というのはやはり性善説の視点に立つのか性悪説の視点に立つのかということで、アウトプットはかなり変わってくるのではないかというふうに思っております。

そういった面で、そこでまじめに努力して日々企業価値を高めるべく努力している経営者もおられれば、経営者の下におられる一般の従業員の方もおられるわけでございますから、経営者の方に仮に間違いがあっても下の方の従業員の方々は良心に基づいた正義感を持っておられる企業もあるわけでございますし、逆に経営者は非常に立派だけれども下部の段階で、経営者の知らぬところでいろいろなことがあるかもしれない。

いろいろなことがあろうかと思しますので、どうか先ほど部会長からご提案しておられます、あるいはパブリック・コメントも終了したということでございますが、ぜひとも経営サイドにおいては、基本的に企業をよくするために100%に近い経営者は日々そのために努力しておられるという前提で物事を考えていただきまして、中には例外的な方々もおられるかもしれませんが、全体的な経営者の気持ち、心意気というのを踏まえた上でこういったものをおつくりいただけるように今後もお願いいたしますとともに、先ほど久保田委員からのご発言もございましたように、企業にとってはいろいろな面でのかなりな——時間的にも経済的にも——負担というのはかかってくることは覚悟しながら取り組むわけでございますから、当面はいろいろな面で齟齬を起こすようなことがございまして、ひとつ十二分に理解と指導が徹底するまでは寛大なるご理解とご指導を賜りたいというふうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○加古会長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見なりコメントはございますでしょうか。

特にご発言はございませんでしょうか。

それでは、そろそろ予定の時間も参りますので、ここで一たん議事を区切らせていただきたいというふうに思います。

なお、本日の総会でご承認いただきました意見書につきまして、本日この後ですが、記者会見を行いまして一般に公表することを予定しておりますので、そのことを申し添えておきたいと思います。

それでは、事務局から何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、皆様にはお忙しいところご参集いただきまして、まことにありがとうございました。これをもって本日の総会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時15分閉会